

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの考え方

コーポレート・ガバナンス*の基本は、迅速かつ透明性の高い意思決定により、社会からの信頼を高めることであると考えて、その実践に努めています。

*コーポレート・ガバナンス：企業統治。会社の違法行為を監視したり、少数に権限が集中する弊害をなくし、適正な事業活動の維持・確保を目的とした会社システムのあり方。

経営の意思決定、執行、監督の充実

取締役会を毎月1回定期的に開くほか、必要に応じて随時開催し、経営に関する重要事項を付議決定しています。業務執行状況についても取締役会で報告されます。

経営体制の効率化と迅速な意思決定を推進するため、2004年6月の定時株主総会で、業務の執行体制の強化を目的に、執行役員制度を導入しました。これにより、取締役会は経営の意思決定および業務執行の監督にあたり、執行役員は、担当業務の執行に専念する経営体制が確立しました。

監査役会の機能の充実

監査機能の強化のため、社外監査役2人を含めた4人の監査役が、取締役会や支店長会議等の重要な会議への出席に

加え、事業所および子会社の往査などにより法令遵守や業務の監査を行っています。

内部統制システムの整備

適正な業務執行を確実にするため、内部統制システムをさらに拡充させるとともに、内外情勢・経営環境の変化に応じて随時見直しを行い、より適切な内部統制システムを整備していきます。

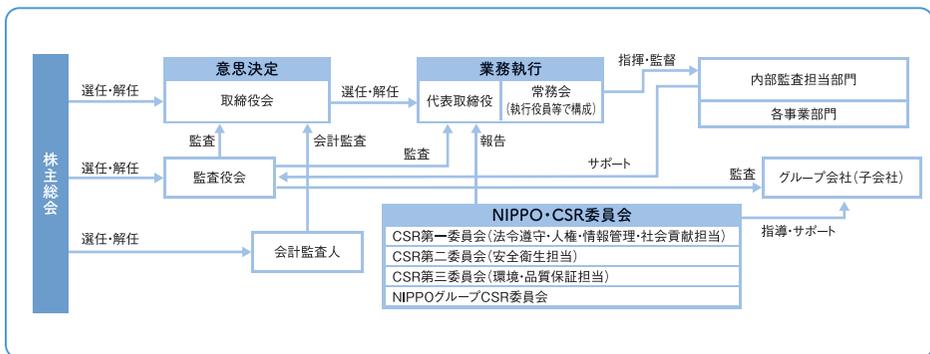
ステークホルダーへの情報開示の充実

ステークホルダー*の皆様に対して迅速で公平、かつ正確でわかりやすい企業情報の発信に努めています。開示方法は金融商品取引法および、東京証券取引所などの定める適時開示等に関する規則に則っています。このほか、当社ホームページなどでも適宜情報開示を行っています。

決算関連情報については、第2四半期決算および本決算発表後、アナリスト*やマスコミを招いて説明会を実施しています。新技術、新工法、話題となっている技術等については、マスコミ各社に適時情報提供しています。

*ステークホルダー：企業に対して利害関係を持つ人。当社の主なステークホルダーは、消費者・従業員・株主・債権者・取引先・地域社会。
*アナリスト：社会情勢や業界動向などを分析する専門家。

コーポレート・ガバナンス体制図



私のCSR



西日本管理支社 湊田 則子

現在、労務業務を主務としています。昨今、工事従事者の個人情報や役所、施主等から求められることが多くなり、メールによる情報授受が増えています。該当者名とともに目的、提出先、工事名の明記、CC:で責任者(所長等)への確認送信、さらに不要になった情報の削除、不用意に情報の授受、保存をしないよう担当者へお願いしています。個人情報の管理、これで十分と慢心しないよう、心掛けたいと思っています。

CSRマネジメント

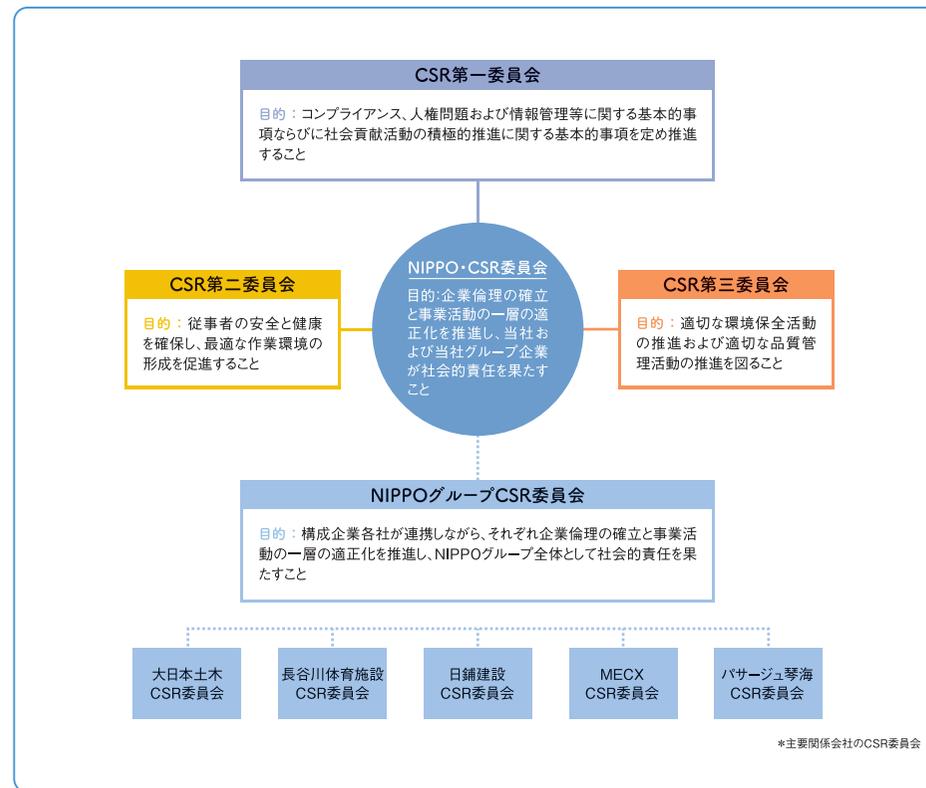
CSR体制

当社のCSR体制は、NIPPO・CSR委員会を最高意思決定機関とし、実施機関である3つの委員会に加え、グループ企業のCSR体制を統括するNIPPOグループCSR委員会で構成しています。

各委員会は、それぞれ全社委員会と本社・支店委員会を設置し、全社単位、本社・支店単位の方針を定めて活動しています。開催された委員会の協議内容は、社内ネットワークで公開することによって、全従業員のCSR意識向上に活用しています。

全社各委員会の活動目的等の概要は下図のとおりです。

CSR体制と各委員会の目的



*主要関係会社のCSR委員会

私のCSR



南九州統括事業所 安井 雅寛

私は統括事業所で総務を担当しています。日常業務において法令や会社が定めたルールが遵守されているか確実に確認することを心掛けています。経理処理や労務管理等、事業所運営において起こる事象に対し、不明な点はその都度確認し、誤りがあればその内容を理解し訂正することこそが重要であると考えています。コンプライアンス意識を高く持ち、お客様からの信頼を築くことができるよう取り組んでまいります。

コンプライアンス

法令遵守徹底のための取り組み

当社では、全ての従業員が法令を遵守して職務を遂行していくため、様々なコンプライアンス体制強化策を実施しています。

2016年2月29日付で、当社および当社従業員は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。この事態を厳粛に受け止め、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、皆様の信頼回復に全力を挙げていきます。

コンプライアンス体制

トップメッセージの発信

経営トップから全従業員に対しコンプライアンスに関するメッセージを発信するとともに、経営トップが全国各支店の主要会議に出席して、地域ごとの役員に対し直接メッセージを伝えています。

ルールの改正

実効性あるコンプライアンス体制を確立するために、各種社内規程、マニュアル等の見直し、改正を行い、これに基づいた集合研修を繰り返して、法律の無知、誤った認識等の排除を将来にわたって確保します。

遵法状況点検

潜在的リスクの排除を目的として、毎年全ての部署で遵法状況の点検を実施し、改善すべき項目があれば業務改善を行っています。

遵法ツール

社内ネットワークを通じて、業務に関連する様々な遵法ツールを従業員に提供しています。

コンプライアンス勉強会

研修や会議の場では、日常的にコンプライアンスの議題を取り上げて意識の高揚を図っています。



本社材部主催の工場長研修時のコンプライアンス教育

「企業行動5つの誓い」の唱和

現業に従事する従業員全員が、毎日、遵法スローガン「企業行動5つの誓い」(P.1参照)を唱和して、CSR意識の定着を図っています。

適正な受注活動を確保するための施策

同業者接触制限ルールの新設

独占禁止法遵守に関する社内ルールを改正し、営業担当者が勝手に判断し行動することのないよう、同業者同士の接触制限等、ケースごとの注意事項を従前以上に明確に定め、遵守させます。

営業担当者の指導・教育

改訂した社内ルール(マニュアル)を営業担当者に配布し、定期的に集合研修を実施して、社内ルール遵守の徹底を指導・教育します。

弁護士講演会の開催

弁護士等専門家による独占禁止法の講演会を定期的に開催し、法律知識の習得を図ります。



九州支店での弁護士による独占禁止法の講演

ルール遵守のモニタリング

新たに定めた独占禁止法ルールの遵守状況を監督するため、各事業所の定期的点検において、営業担当者に対する個人面談を通じた厳格なモニタリングを実施します。

コンプライアンス意識浸透状況の把握

営業担当者から、法令遵守の誓約書および教育内容の理解度、認識度を判定するためのチェックシートを提出させ、個別面談を通じてコンプライアンス意識浸透状況の把握に努めます。

内部通報制度の周知徹底

法令違反行為を未然に防止し、早期是正を図るために、内部通報制度の周知徹底に努めます。

組織・人事的対応

営業担当者の人事ローテーション

営業担当者の人事ローテーションを再度見直し、談合やカルテルの生じやすい温床を形成させないよう、リスク回避を進めます。

厳正な社内処分

違反行為当事者に対しては厳正な処分を行い、再発防止に努めます。

情報管理体制

当社では、情報管理体制を整備し、必要な情報の適正かつ適宜な開示、情報漏洩の未然防止等に努めています。

情報管理に関する社内ルールの整備

各種機密情報(会社の営業情報、技術情報、マイナンバーを含む個人情報等)の取り扱い、管理方法、セキュリティ対策等に関する規程を定め、情報漏洩が発生しないよう、厳重な管理を行っています。これらの諸規程はイントラネット上に掲載され、関係従事者が常時閲覧可能な状況になっています。

また、関係会社に対しては、別途情報セキュリティガイドラインを定め、指導を行っています。

適時開示

関連法令や東京証券取引所が定める上場諸規則等を遵守し、様々な重要情報の適時適切な開示を行って、IR活動に努めています。併せて、インサイダー取引を発生させないために、厳しい管理体制をとって未然防止を図っています。

教育・指導

情報に関する各種の法規制や社内ルールが遵守され、適切な情報管理が行われるよう、繰り返し社内教育活動を行っています。社内の個別指示以外に、イントラネットを通じて定期あるいは臨時に発行される『IT通信』により、必要な情報や参考資料の社内提供を行っています。また、全事業所において、毎年、情報セキュリティに関する勉強会を開催し、必要知識の習得、確認を行っています。



中部支店春日井合材工場での情報セキュリティ勉強会

私のCSR /



本社環境事業部 高柳 修

環境事業部は土壌汚染に関する調査・対策立案を担当しており、業務自体が社会貢献にもつながる部署です。ガソリンスタンド関連の土壌浄化実績が多いことから油に関する知見に強みがあり、幅広い立案が可能です。立案に当たっては、工法検討会を必ず複数名で実施すること等を部内で内規として決めて実行し、内容のチェックを行っています。

私のCSR /



本社開発事業部 早稲田 耕治

マンション分譲事業では、エンドユーザーの手に直接渡るものの中に、物件のパンフレット等があります。当社の分譲するマンションでは、環境に配慮した設備も標準仕様として入れているため、その設備と従前設備との比較(例えば、CO₂の排出量の比較等)をパンフレットに具体的に明記することで、当社の環境に配慮する姿勢を一人でも多くの社外の人に理解していただけるよう、努めております。

品質保証体制

品質保証体制

品質方針

株式会社NIPPOは、確かなものづくりを通して、人と社会の生成発展に貢献します。

【そのために】

- 一、私達は、望まれる確かな製品を提供し、顧客・利用者の信頼を築く。
- 一、私達は、後世に評価される技を磨き、技の大切さを教え、伝える。
- 一、私達は、現状に満足せず、情熱と向上心をもって、継続的改善に挑戦する。

舗装土木・開発部門を例に、品質保証活動についてご紹介いたします。

①審査機関による外部審査

2015年10月に、本社および2つの支店にて審査機関による外部審査(品質と環境を同日に実施する複合審査)を受けました。品質においては不適合事項0件、観察事項3件、環境においては不適合事項0件、観察事項8件でしたが、2015年12月に認証の維持継続が承認されました。

②内部監査の実施

本支店および現業事業所全体の約3分の1について内部監査(計117件)を実施しました。内部監査で観察された指摘事項に対して、該当部署で不適合状態の処置および必要に応じた是正処置を実施しています。

③NIPPOの改良・改善事例報告会の開催

2015年8月3日に本社8階でNIPPO改良・改善事例報告会が開催されました。

この報告会は、現場・工場・事務所での業務遂行上、日頃より取り組んでいる改良・改善事例を全国より募集し、その中から選抜された案件について報告するものです。

7回目を迎えた今回も、品質をより向上させるための改良や、ムダをなくすような改善など、「確かなものづくり」を意識した改良・改善事例が多数寄せられました。

それらの事例から書類審査にて厳選された19事例につい

て、経営者(社長)をはじめとする会社役員および全国から集まった工事関係者へ報告されました。報告会では、各事例について質疑が活発になされ、関心の高さがうかがえるものでした。

報告された事例について、その効果や水平展開の可能性等の観点から厳正な審査が行われた結果、最優秀賞をはじめ3事案が表彰されました。



NIPPOの改良・改善事例報告会

④経営者(社長)による業務改善

経営者(社長)は、顧客満足情報と内部監査、品質目標管理等をもとに、業務改善につなげるための見直しを行い、社内規程の見直し・改善活動の完全実施等、必要な指示を行っています。

⑤本社による工事施工監査の実施

大型工事を対象として、個々の工事現場で実施している各種検査とは別に、社内検査(工事施工監査)を本社が直接実施しました(2015年度対象工事75件)。

私のCSR /



北信越支店 松岡 素史

私自身が品質保証に関わったのは2013年度の外部審査のときからです。そのときはとにかくマニュアルを読んで頭の中に叩き込みました。その後もほとんど全ての内部監査に同行しました。お客様に対してどのような対応をとるのか、どうすればお客様に安心してもらえるか、というお客様満足度が企業として非常に大切なことを強く感じました。